

## 完了の報告等について

- 各務原市長期優良住宅建築等計画認定実施要綱第11条の規定により、認定計画実施者は、工事が完了したときは、工事が計画に従って行われた旨を建築士等が確認し、速やかに、**工事完了報告書**（様式第8条 各務原市HP ダウンロードサービス参照）により市長に報告を行なって下さい。

（平成25年4月1日以降は、「検査済証」の写しと「緑化及び景観の状況がわかる写真」を添付してください。）

- 認定後の計画の変更については、事前に建築指導課にご相談下さい。
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第3項の規定による分譲事業者は、**譲受人**を決定したときは、速やかに、**変更の認定**を申請して下さい。
- 地位の承継を行なう場合は、**地位の承継**を受けようとする者が、承認の申請を行なって下さい。
- 認定計画実施者は、認定通知書 認定申請書（副）を大切に保存して下さい。また、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録を作成、及び、保存して下さい。

（お問い合わせ先） 各務原市 都市建設部 建築指導課 審査係  
TEL 058-383-1482（直通）